（郵便書籍可）　（本號六面）　明治二十三年五月二十日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千六百六十號　明治廿三年五月二十日　火曜日
書曆庚寅四月二日（辛、丑）
日出午前四時三十四分　入午後六時二十一分
月出午前五時二十六分　入午後八時零四分
潮汐午前六時零九分　午後六時二十七分
（西曆一千八百九十年）

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價郵送料廣告料は左ノ如シ
一枚二錢〇一箇年前金六圓〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此分に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

炭田借區に就き農商務省に所望あり

今を去るみと數年前までは我石炭採掘業も至て微々たりし者にして當時採掘に從事したる者は高嶋、三池、唐津等僅々數箇所に過ぎざりしが三五年來國内諸工業會社の發起あり隨て石炭の必要を感せしかば九州各地に北海道に若くは常磐地方に於て萬年知己なかりし炭脉を尋ふて三顧するもの多く鳳龍を其手に入れんとして互に競爭を開きたる其極、彼の石炭熾を生ずるの場合とは爲りたり抑も工業の國に於て石炭は日常必需品にして製産費用の多少の如きも重もに其價の高低に關する者あるが故に國の工業を敏速せんと欲せば採炭業者に其人を得て鑛利を空うせしめざるの工風なかる可ず即ち農商務省に於て或る地方の炭田借區を許さんとすれば先つ其借區出願人が先占の實を蹂したるや其實を蹂すに就き凡そ何程の費用努力を要したるや將た此出願人に鑛業上の經驗若くは資力ありや此兩者を併有するや或は其一を偏有するや眞實自から鑛業に當りて之れに着手するの所存ありや凡そ此邊の事情に就き十分見込ある者を得て始めて借區を許可するは鑛利を重んずるの精神に於て甚だ肝要の事にして農商務省にても曾て一時此精神を守りたるとありと云ひ國の鑛業を重んずるには是非とも斯くある可き筈なれども斯くては借區出願に失意したる者が政府の借區人鑒定方に依怙の沙汰あり云々あるとて種々の苦情を言ひ出し以て其不平を鳴すみとあらん是れも頗る面倒なりとて近頃農商務省にては必ずしも借區人の性質を問はず代言人にても政治家にても或は實業の書生にても某炭田先占の系譜を作り法律上先計書者の證跡あれば他に資力無きあり眞實鑛業に從事す可き者ありて其先占の點に於ては更に相違る所あるも一方の文書類が代言人流に即來て一方が實業者丈けに却て手抜けの點あるとあれば制りよし人の性質を問はず實業者の身分人柄に因りて出願の書きを取かざるもの〻如し是に於てか炭田地方に借區競爭の悲鳴を生じ九州各地中に就き豊前田川郡の如き先般本藩爭の始まりに因り土地に一時の鑛利を生じて人衆の輻輳に流るゝを附込み經驗資力を缺其せる代言人の書區出願人が今や出願の手續を爲し居れりと聞けば俗に所謂彌次馬連が幾名とおく入り込みて村民に喰さしひるに利を以てし種々の文書に調印を求め或は權利を僞造して他人が幾多の計畫費を抛ち將に出願せんとする其矢先に厚かましくも競願を試み代言流の口實を以て幸に借區の許可を得れば已れ自から起業するに非ずして之を他人に賣り渡し買ひたる者も亦之を轉賣して其間の仲買手數料を取り此手數料を資本として更に他の競願を試み不整順なる裁判法の下に健訟の弊風を生ずると一般、如何に他の先占權が分明にして其事情に明なる人は斷じて疑はざる場合にても尚競爭を試みて萬一を僥倖せざるみと馬鹿者なれとて群鴉の鬼肉に集るが如く四方八方より我れ勝ちに之を啄き廻はすに隨ひ眞實その鬼肉の發見者は何時の間にか他ど既に阿せらるゝの場合もなきに非ず左れども先發見者は之を發見するまでに技師を雇ひ測量を試みや或は村民ど契約する等既に創業費を抛ちて今更他の爭奪に任ずるは固より忍びざる所なるが故に更に無益の財を投じて益々その創業費を增し結局採炭に着手する者が其費用を引受けて爲めに大に鑛業費を增加し隨て石炭の價を高め亦隨て諸工業の原費を加へて其工業の發達を妨ぐるは勿論、是より以下影響の及ぶ所は殆んど際限を見ず之を國の永遠損耗と稱するも可ならん畢竟その原因を究むれば我農商務省に於て炭田借區人の性質を問はず代言流の口實文書を目當てにして實際起業の力なく又其念もなき者に國家工業の源泉たる炭田の借區を許可する等鑛利保全の精神を重んせざる所あるが爲めならんあれば近々改正の噂ある彼の鑛山條例中にも充分に此精神を含蓄し更に其條目を明文し此流の競願者を見出したらば政府は國の工業の爲めに成る可く經驗資力ありて眞實採炭業の實を擧ぐ可き者を對して鑛利を空うせざるやう條例を根據にして堅く執る所なかる可らず彼の競願失意の者等が政府の節に依怙の沙汰ありと稱して不平苦情もゆらんとて其邊の嫌疑を避けんが爲めに炭田借區に人を撰む能はざるが如き何ん乎其遠慮の甚だしきや公平正道の人が國家の爲めに事を謀るに何ん乎失意者の不平を問はん斷じて其善とし信ずる所を行ふて聊か憚る所なかる可きものなり

官報

○府縣制（前號の續）

第五十條　府縣知事ハ府縣會及ヒ府縣參事會ノ議決ヲ施行シ及府縣有財產及營造物ヲ管理シ並ニ府縣ノ費用ヲ以テ支辨スル工事ヲ執行ス」府縣ニ於テ他人ニ對シ義務ヲ負擔スヤ證書及委任狀ニハ知事ノ外名譽職參事會議二名以上之ニ署名捺印スヘシ」前項ノ文書中府縣ニ關スル事件ニシテ其議決ヲ經ル旨ヲ記入スヘシ○第五十一條　府縣參事會ノ議決ヲ撰擧セス又ハ參事會成立セス又ハ招集ニ應セサルトキハ參事會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其議決ヲ經ル旨ヲ記入スヘシ○第五十一條　府縣參事會ノ撰擧セス又ハ參事會成立